

# 「管理路ウォーク連携事業」仕様書

## 1. 事業の趣旨及び目的

本州四国連絡高速道路（以下「本四道路」という。）の利用促進や兵庫・徳島の観光振興等を目的に、神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念イベントとして実施する、管理用通路を歩いて渡る「神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念明石海峡大橋海上ウォーク・大鳴門橋うずしおウォーク」（以下「管理路ウォーク」）と民間事業者が付加する周遊旅行や宿泊プラン等を連携させることで、兵庫県、徳島県における観光振興及び交流人口の拡大を図り、本四道路の更なる利用促進に繋げることを目的とする。

## 2. 事業内容

「管理路ウォーク」を行程の主要素とするとともに、サービスエリアや観光施設等を活用することで、本四道路の更なる利用促進や地域の魅力発信につながる観光ツアーを計画し、実施すること。

※「管理路ウォーク」の役割の詳細については 別紙参照

### (1) 「管理路ウォーク連携事業」企画・運營業務

- ①管理路ウォークを主とした事業の企画・運営
- ②神戸淡路鳴門自動車道及びそのSA・PAの利用促進に繋がる企画作成
- ③兵庫・徳島の食や文化等の魅力を発見できる企画作成
- ④今後の事業継続に繋がる企画作成

### (2) 事業計画書作成業務

連携事業の実施にあたり「事業計画書」を作成する

### (3) 事業報告書作成業務

記録写真・動画等、新聞・メディアの掲載記事等、参加者アンケートを用いて、事業報告書を作成する

## 3. 明石海峡大橋海上ウォークについて

主 催：本四道路活用イベント実行委員会

開催場所：明石海峡大橋管理用通路

開催日：平成30年8月の2日間及び11月の2日間  
(開催日については協議とする)

募集人数：8月：1班120名×10班/日×2日=2,400名

11月：1班120名×10班/日×2日=2,400名

工程(参考)：1班(8:45～11:15)、2班(9:15～11:45)、3班(9:45～12:15)、4班(10:15～12:45)、5班(10:45～13:15)、6班(12:15～14:45)、7班(12:45～15:15)、8班(13:15～15:45)、9班(13:45～16:15)、10班(14:15～16:45)

※歩行は神戸側→淡路側とする。

工程は受付時間から管理路ウォーク終了時まで

歩行距離：約4km(移動距離を含む)

参加条件：小学4年生以上の方(小・中学生は歩行者の同伴が必要)

ご自身で4km以上の歩行が可能な方

高所及び閉所恐怖症でない方

トイレを2時間程度我慢できる方

※管理用通路は網目状となっているため、杖や車椅子の使用は不可

## 4. 大鳴門橋うずしおウォークについて

主 催：本四道路活用イベント実行委員会

開催場所：大鳴門橋管理用通路

開催日：平成30年9月の1日間及び10月の1日間

募集人数：1班45名×6班/日×2日=540名

工程(予定)：1班(11:10~12:10), 2班(11:50~12:50), 3班(12:20~13:20)

4班(12:45~13:45), 5班(13:15~14:15), 6班(13:45~14:45)

※歩行は1, 2, 3班が淡路側→鳴門側、4, 5, 6班が鳴門側→淡路側とする。

歩行時間には鳴門公園からの移動時間及び渦の道の見学時間約15分を含む

歩行距離：約2km(移動距離を含む)

参加条件：小学4年生以上の方(小・中学生は歩行者の同伴が必要)

ご自身で約2kmの歩行が可能な方

高所及び閉所恐怖症でない方

トイレを1時間程度我慢できる方

※管理用通路は網目状となっているため、杖や車椅子の使用は不可

## 5. 事業に係る要求

- (1) 事業に係る実施体制を整備すること
- (2) 管理路ウォーク参加者の安全のため、ウォーク事務局(イベント実行委員会)と相互に協力した安全確保の徹底に努めること
- (3) 個人情報保護の規定を備え、遵守すること
- (4) 参加者の募集に関する効果的な広報を行うこと
- (5) 活動の計画及び実施状況等の報告を、適宜、イベント実行委員会に行うこと

## 6. 事業内容

- (1) 明石海峡大橋海上ウォーク
  - ① 管理路ウォークのみ(従来型)  
※舞子集合とし、管理路ウォーク後、淡路夢舞台、岩屋港までの参加者の移動手段(シャトルバス等)を確保すること
  - ② 管理路ウォーク+周遊旅行  
※集合場所及び解散場所は指定しない
- (2) 大鳴門橋うずしおウォーク
  - ① 管理路ウォーク+周遊旅行  
※集合場所及び解散場所は指定しない

## 7. 中止時の代替案等

- (1) 明石海峡大橋海上ウォーク
  - ① 管理路ウォークのみ(従来型)  
天候等によりウォークが中止となった場合は、参加費については参加者に返金するものとする。
  - ② 管理路ウォーク+周遊旅行  
天候等によりウォークが中止となった場合は、ウォークに代わる代替案を用意する等、当初の内容と同等程度のものとし、参加者の不利益とならないよう配慮すること。
- (2) 大鳴門橋うずしおウォーク  
天候等によりウォークが中止となった場合は、ウォークに代わる代替案を用意する等、当初の内容と同等程度のものとし、参加者の不利益とならないよう配慮すること。

## 8. 業務期間

選定通知日から平成30年12月25日まで

## 9. その他

- (1) 管理路ウォークの企画、実施等に関する著作権は、本四道路活用イベント実行委員会に帰属する。
- (2) 採用された企画の実行にあたっては、本四道路活用イベント実行委員会と連携先との協議の上で内容を変更することがある。

(別紙)  
管理路ウォーク役割

項目	役割	
	担当	責任者
事前準備	参加事業者	参加事業者
調整・契約・準備		
・実施計画書作成		
・参加者募集(チラシ・HP作成)		
・保険加入		
・準備品調達(ヘルメット、受付時消耗品)		
など		
当日		
本部(イベント総括業務)	参加事業者	参加事業者+委員会
・本部長、補佐、報道対応、連絡員	参加事業者	参加事業者+委員会
・イベント中止判断	委員会	委員会
・管理監督	参加事業者	参加事業者
会場誘導係	参加事業者	参加事業者
受付係	参加事業者	参加事業者
・参加者受付(各種確認、配布等)	参加事業者	参加事業者
・参加費徴収(明石海峡大橋のみ)	参加事業者	参加事業者
歩行誘導係	委員会	参加事業者
・リーダー		
・サブリーダー		
・歩行誘導		
監視係(明石海峡大橋のみ)		
・1A		
・4A		
車両待機係(明石海峡大橋のみ)	参加事業者	参加事業者
看護係(明石海峡大橋のみ)	参加事業者	参加事業者
その他	参加事業者	参加事業者+委員会
・車両運行(明石海峡大橋のみ)	参加事業者	参加事業者
・橋梁部の安全対策(チェーン設置等)	委員会	委員会
・緊急時の対応	参加事業者	参加事業者
周遊旅行等	参加事業者	参加事業者